

Ⅱ 特定計量器「はかり」の販売事業者に係る規制

1 特定計量器販売事業者制度の概要

計量器は、商取引を含む様々な経済活動を適正化、公正化するとともに、人々の健康や安全を確保するなど、国民生活の安定向上を図る上において重要な役割を果たしています。

これらの計量器の信頼性を確保し、適正な計量器の供給を図るため、特定計量器を製造・修理・販売する事業については、届出制度がとられています。

このほかにも、計量証明事業については登録制度がとられるなど、適正な計量の実施を確保するために、計量関係事業について様々な制度が設けられています。

特定計量器の販売については、「質量計」（家庭用特定計量器を除く。）を販売する場合に限り、販売の届出義務が課せられています。（旧法においては、販売事業についても登録制度が設けられていましたが、平成5年施行の新法から届出制に移行しています。）

2 特定計量器販売事業の届出等

計量器のうち、家庭用計量器を除く質量計の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を継続・反復して行おうとする者は、法第51条の規定により、販売を行おうとする事業所（営業所を含む。）を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。（手数料は不要）

なお、旧法による登録事業者は、新法においては、届け出をした者とみなされています。（法附則第13条第1項）

また、販売事業の届出は、一定の様式によらなければならないが、販売事業者として「計量に関する知識の習得に努める」など遵守事項が定められています。遵守事項を守らなかったことにより、適正な計量の実施に支障が生じていると認められたときは、勧告・公表等の措置がとられます。（3 計量器販売事業者の遵守事項参照）

2. 1 特定計量器販売事業届出書（様式第1）

【書類の作り方】

- ① 届出書の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）及び住所
個人の場合：住民票の住所と氏名を記入してください。
法人の場合：登記している会社名と住所及び代表者の氏名を記入してください。
- ② 事業の区分の略称
「質量計」と記入してください。
- ③ 営業所の名称及び所在地
特定計量器の販売を行う営業所、支店、出張所等の名称と所在地を記入してください。
なお、営業所等が多数の場合は、別紙に記載してください。

（添付書類）

個人の場合：住民票（写しでも可）

法人の場合：登記事項証明書（写しでも可）

2. 2 届出書の内容に変更があったとき

「特定計量器販売事業届出書」の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく「届出書記載事項変更届」（以下「変更届」という。）を提出してください。

また、事業の譲渡、相続、合併若しくは分割があったときは、その事実を証する書面の提出も必要となります。

(1) 届出者の住所、氏名（名称）、代表者に変更があったとき（様式第2）

① 届出者の住所、氏名

届出者の住所、氏名に変更があった場合は、変更後の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）を記入し、押印してください。

② 変更のあった事項

変更前と変更後の事項を記入してください

(例) 代表者の変更 変更前〇〇〇〇 → 変更後△△△△

(例) 住所の変更 変更前〇〇〇〇 → 変更後△△△△

③ 変更の事由

変更があった年月日及び具体的な事由を記入してください。

(例) 結婚による改姓、相続による氏名変更、事業の譲渡（合併）による名称変更、
役員改選による代表者変更等

「添付書類」

個人の場合：住民票（写しでも可）、

法人の場合：登記事項証明書（写しでも可）

(2) 変更の事由が事業の相続、合併若しくは分割による場合の提出書類

① 相続の場合であって、法定相続人が1人の場合

「変更届」及び「相続証明書」（様式第4）

② 相続の場合であって、法定相続人が2人以上の場合

「変更届」及び「事業承継同意証明書」（様式第5）

③ 合併による場合

「変更届」及び「登記事項証明書」

④ 分割による場合

「変更届」及び「事業承継証明書」（様式第5の2）

(3) 変更の事由が事業の譲渡による場合の提出書類

「変更届」及び「事業譲渡証明書」（様式第3）

2. 3 廃止届（様式第6）

届出者が販売の事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければなりません。

3 特定計量器販売事業者の遵守事項

特定計量器販売事業者の届け出をした者は、適正な計量の実施を確保するため、遵守すべき事項が定められています。(法第52条第1項)

【遵守すべき事項】(施行規則第19条)

(1) 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。

(例) 講習会等に参加し、知識の習得を図る

(2) 届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。

(例)「はかり」を取引又は証明に使用する場合のきまり

① 検定証印等(下図のマーク)が付されている「はかり」を使用すること

【検定証印】

【基準適合証印】



② 2年毎に実施される定期検査を受ける義務があること

* 定期検査に合格した「はかり」には、下図のステッカーが付される

【定期検査済証印】



※ 参考例:2020年7月実施の場合

③ 家庭用計量器は、取引、証明には使用できないこと

【家庭用計量器マーク】



このマークの付いている「はかり」は、

家庭等で目安用として使用されるもので、取引や証明には使用できません

以上、例示のような事項が守られていない場合であって、適正な計量の実施の確保に支障が生じていると認められるときは、法第52条第2項、第3項、第4項において、行政がとるべき措置が次のように規定されています。

- (1) 都道府県知事は、販売事業者の遵守すべき事項が守られず、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障が生じていると認められる場合は、勧告することができる。
- (2) 勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。
- (3) 勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、特に必要があると認められるときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

取引・証明となる主な使用形態・業種

取引・証明の対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー、精肉、鮮魚、青果、総菜等の商店や、露店・行商などで商品の売買、パック詰めに使用するはかり ・学校、幼稚園、保育所、福祉施設等で計量値を健康診断票等に記載するために使用する体重測定用のはかり ・病院、薬局等で使用している調剤用のはかり ・病院・保健所等において、健康診断書の発行、母子手帳に記載、妊婦の定期検査のために使用するはかり ・宅配便の取次店において運送料金特定のために使用するはかり ・農協、漁協等が農産物、水産物の売買に使用するはかり ・工場、事業所での原材料の購入（物品検収）又は製品の販売、出荷（納品）に使用するはかり ・燃料店においてポンベを貸し出す際に使用するはかり ・飲食店等でメニューにグラム表示のある飲食物を計量するはかり ・質店、貴金属店等で金など貴金属の質量取引に使用されるはかり ・古紙を質量で計量し、その質量をポイント等に換算し、取引等に行うために使用するはかり
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業所等で品質管理及び原料の調合に使用するはかり ・郵便物の試しはかりとして使用するはかり ・浴場等に備えてある健康管理に使用するはかり（体重計） ・学校等の調理室で調理の目安として使用するはかり